

補充立候補制度等のあり方に関する研究会(第5回)議事要旨

1 日 時 平成19年10月3日(水)10:00~12:00

2 場 所 総務省地下1階第2会議室

3 出席者(敬称略)

座長 蒲島郁夫(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)
谷口将紀(東京大学大学院法学政治学研究科准教授)
大竹邦実(全国市議会議長会事務総長)
米 博義(東京都選挙管理委員会事務局選挙課長)
小島勇人(川崎市選挙管理委員会事務局次長)
玉置一夫(船橋市選挙管理委員会事務局長)

4 議 題

(1) 説明

○ 補充立候補制度等のあり方に関する研究会報告書骨子(案)について

(2) 意見交換

5 議事の概要

(1) 事務局から、「補充立候補制度等のあり方に関する研究会報告書骨子(案)」の説明が行われた。

(2) その後、委員による意見交換が行われた。各委員からの主な意見等は、以下のとおり。

[補充立候補の届出期間の延長について]

○ メディアの発達等を考慮し、一般の補充立候補の届出期間を、現行の「選挙の期日前3日まで」から「選挙の期日前2日まで」に延長する(町村の選挙においては現行のままとする)ことが適当ではないか。

との意見が大勢であった。

[選挙期日の延期による補充立候補機会の確保について]

- 統轄代表権を有する独任制の執行機関という長の位置付けにかんがみ、地方公共団体の長の選挙においては、候補者の死亡等の時期にかかわらず、選挙期間を通じて、補充立候補の機会が原則として確保されることが適当であると考えられるのではないか。
- 具体的には、地方公共団体の長の選挙においては、
 - ・ 選挙の期日前3日までに候補者が死亡等したときは、選挙期日前2日まで補充立候補をすることができることとすること
 - ・ 選挙の期日前3日後に候補者が死亡等した場合は、候補者が1人とならないときであっても、選挙期日を延期し、延期された選挙の期日前2日まで補充立候補をすることができることとすることが適当であると考えられるのではないか。
- 選挙期日を延期する日数については、有権者の選挙権の行使を容易にするため、現行の「期日後5日に当たる日」から「期日後7日に当たる日」に変更することが適当であると考えられるのではないか。

との意見が大勢であった。

[選挙期間中に候補者が死亡した場合において、それまでに行われた期日前投票・不在者投票について]

- 期日前投票・不在者投票のやり直しについては、次のような理由等から、極めて困難であると考えられるのではないか。
 - ・ 期日前投票・不在者投票をやり直すためには、それまでに行われた期日前投票・不在者投票を一律にやり直すこととせざるを得ないが、死亡した候補者によっては、相当多数の有権者の意思に反することになる場合も想定され、やり直しは必ずしも有権者の意思に沿うとはいえないこと
 - ・ 期日前投票・不在者投票をやり直す場合には、有権者が実際にやり直しを行うことができる機会を確保するために、選挙期日を延期する制度としなければならないが、選挙期日の延期は、有権者、候補者、選挙管理執行機関の負担が大きいこと
- もとより、候補者が死亡等した場合にはすべて直ちに再選挙とすれば、これに伴って、期日前投票・不在者投票をやり直すこともできるが、再選挙は、有権者、候補

者、選挙管理執行機関にとって選挙期日の延期以上に大きな負担となること等から、採用は困難であると考えられるのではないかと。

との意見が大勢であった。

[首長選挙において、法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方について]

○ 統轄代表権を有する独任制の執行機関である地方公共団体の長が、これまでよりも少ない絶対得票数で選出され得ることは適当ではないと考えられること等から、再選挙や再々選挙を避けることを目的として法定得票数を引き下げることが、適当ではないと考えられるのではないかと。

○ 決選投票制度については、必ず2回目の決選投票で当選人を定めることができるメリットがあるが、一方で

- ・ 決選投票がなければ、地方公共団体の長が決められないようなケースは極めてまれであると考えられるのではないかと。
- ・ 現行の再選挙制度には、1回目の選挙の結果を踏まえて、候補者の集約や新たな候補者の擁立など候補者サイドの調整が行われ、また有権者にとっても選挙結果を冷静に見つめ直す機会が与えられるというメリットがあると考えられるのではないかと。
- ・ 1回目の選挙において当選人を定めることができなかった場合に、改めて広く人材を求める機会を排除すべきではないと考えられるのではないかと。

等の意見があった。

このような状況であり、報告書のとりまとめまでに更に議論を深めることとされた。

(文責:事務局)